

## 高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、高知市立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒のうち、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない者に対し、オンライン家庭学習用通信機器（以下「通信機器」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与物品)

第2条 この規程により貸与を行う物品は、モバイルルーター及びその附属品（以下「貸与物品」という。）とする。

### (貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、学校に在籍する児童生徒のうち、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない者であって、当該者が属する世帯が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 就学援助費受給世帯
- (3) 特別支援教育就学奨励費受給世帯
- (4) 高知県高校生等奨学給付金受給世帯
- (5) その他、教育長が特に必要と認める世帯

### (貸与物品の貸与)

第4条 貸与対象者の保護者（当該貸与対象者の親権者、未成年後見人又は現に当該貸与対象者を養育している者をいう。）及び当該貸与対象者が成人である場合の当該成人である貸与対象者（以下「保護者等」という。）は、貸与物品の貸与を受けようとするときは、高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与申込書（様式第1号）により、当該貸与対象者が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して高知市教育長（以下「教育長」という。）に申し込まなければならない。

2 教育長は、前項の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、通信機器の貸与の可否について、高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該保護者等に結果を通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定により貸与の決定を受けた保護者等（以下「貸与決定者」という。）の申込みに係る貸与対象者（以下「利用者」という。）に対し、校長を経由して貸与物品を貸与するものとする。

4 教育長は、貸与物品の貸与状況を明らかにするため、高知市オンライン家庭学習用通信機器管理台帳（様式第3号）（以下「管理台帳」という。）に当該利用者の氏名等の貸与に係る情報を記入し、当該管理台帳の写しを校長に送付するものとする。

5 前項の規定により管理台帳の写しの送付を受けた校長は、利用者に貸与物品を貸与したときは、当該管理台帳の写しに、当該貸与物品の貸与年月日を記入するものとする。

### (費用の負担)

第5条 貸与物品の貸与は無償とする。ただし、通信機器に係る通信料金及び貸与物品の充電に係る経費については、貸与決定者の負担とする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大等による学級閉鎖及び学年閉鎖並びに臨時休業となる期間
- (2) その他、教育長が特に必要と認める期間

(届出事項の変更)

第7条 貸与決定者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与に係る変更等届出書（第4号様式）により教育長に届け出なければならない。

- (1) 住所（校区の変更を伴う場合に限る。）その他申込事項に変更があったとき。
- (2) 第3条に規定する貸与対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 貸与物品の利用を辞退しようとするとき。

(貸与物品の管理等)

第8条 貸与決定者及び利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 貸与決定者及び利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を、譲渡し、転貸し、その他教育長が認める家庭学習の目的以外に使用すること。
- (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。

3 貸与決定者及び利用者は、教育長又は校長から貸与物品の貸与に係る指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(紛失及び盗難又は破損の届出)

第9条 貸与決定者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき又は貸与物品を損壊したときは、直ちに高知市オンライン家庭学習用通信機器紛失等報告書（様式第5号）により、校長を経由して教育長に報告しなければならない。

2 貸与決定者は、貸与物品に故障等不具合が発生したときは、当該貸与物品の交換について校長を経由して教育長に申し出るものとする。

3 教育長は、前2項の規定により報告又は申出があったときは、貸与物品を新たに貸与し、又は交換することができる。

(損害賠償)

第10条 貸与決定者は、貸与物品の使用に当たり、当該貸与決定者又は利用者の責めに帰すべき理由により高知市教育委員会又は第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 貸与物品の使用に当たり、貸与決定者又は利用者の故意又は過失により個人情報情報の漏洩等の事故が生じた場合は、高知市教育委員会はその責を負わない。

(貸与決定の取消し等)

第11条 教育長は、利用者が第7条第2号に該当したとき又は貸与決定者及び利用者が第8条第2項各号に掲げる行為を行ったとき若しくは同条第3項に規定する指示に従わないときは、当該貸与決定者に係る貸与決定を取消し、当該貸与決定者及び利用者には貸与物品の返却を求める

ことができる。

- 2 教育長は、貸与物品の管理運営において必要があるときは、貸与決定者及び利用者に貸与物品の返却を求めることができる。

(貸与物品の返却)

第 12 条 貸与決定者及び利用者は、貸与期間を経過したときは、速やかに貸与物品を返却しなければならない。

- 2 貸与決定者及び利用者は、前条第 1 項の規定により貸与物品に係る貸与の決定を取り消され又は同条第 2 項の規定により教育長から貸与物品の返却を求められたときは、教育長が別に定める日までに、当該貸与物品について校長を経由して返却しなければならない。
- 3 校長は、前 2 項の規定により貸与物品が返却されたときは、管理台帳の写しに返却年月日を記入し、当該管理台帳の写しとともに返却された当該貸与物品を教育長に送付するものとする。
- 4 教育長は、前項の規定により返却された貸与物品の送付を受けたときは、当該返却された貸与物品の損傷の有無を確認するものとする。
- 5 貸与決定者及び利用者が貸与物品を返却せず、教育長からの督促にも応じないとき並びに第 8 条第 2 項各号に掲げる行為により貸与物品を譲渡し、転貸し、売却し、廃棄し、若しくは故意に破損し、又は貸与物品に装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにしたときは、貸与決定者は貸与物品の価額に相当する額を弁償する責を負う。

(事務手続きの代行)

第 13 条 貸与物品の貸与に関する事務は、教育長又は校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条ただし書きの規定にかかわらず、令和 3 年 12 月利用分までの通信機器に係る通信料金については、高知市教育委員会が負担するものとする。

高知市教育長 様

### 高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与申込書

1 高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与規程第3条第1号から第4号に該当するため、第4条第1項に基づき、モバイルルーター等の貸与を申し込みます。

なお、貸与規程第3条第1号から第4号については、高知市教育委員会が確認することに同意します。

2 高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与規程第3条第5号に該当するため第4条第1項に基づきモバイルルーター等の貸与を申し込みます。

なお、申し込みの事情は下記のとおりです。

記

（個別事情）

年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_

（ ） 学年 （ ） 組・ホーム

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名（自署） \_\_\_\_\_

学校確認欄	教育委員会 確認欄

高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

高知市教育長

年 月 日付けで申込みがありました高知市オンライン家庭学習用通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1 高知市オンライン家庭学習用通信機器を貸与します。

（対象者）児童生徒氏名

学 校 名 高知市立

学校

2 申込みを却下します。

（理由）

（教示）

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知市教育委員会を被告として（訴訟において高知市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市オンライン家庭学習用通信機器管理台帳

学校名 \_\_\_\_\_

通番	端末管理番号	児童生徒 氏名	貸与決定年月日	貸与年月日	返却年月日	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

高知市教育長 様

住所 \_\_\_\_\_

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名（自署） \_\_\_\_\_

### 高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与に係る変更等届出書

高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与の 変更 ・ 資格喪失 ・ 辞退 について、  
次のとおり届出ます。

1 変更事項 (変更前)

(変更後)

2 資格喪失

3 辞 退

高知市教育長 様

利用者 学校名 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 組・ホーム \_\_\_\_\_

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者等氏名（自署） \_\_\_\_\_

保護者等の連絡先 \_\_\_\_\_

高知市オンライン家庭学習用通信機器紛失等報告書

高知市オンライン家庭学習用通信機器貸与規程第9条の規定に基づき、通信機器について下記のとおり報告します。

記

区 分	紛失	盗難	毀損	(該当するものに○)
発生年月日	年 月 日			
理由・状況・ その後の対応 などできるだけ 詳しく				